

官報

號外

明治三十一年十二月十三日 火曜日

印刷局

第十三回 貴族院議事速記録第四號

帝國議會 貴族院議事速記録第四號

明治三十一年十二月十二日(月曜日)午前十時十九分開議
議事日程 第四號 明治三十一年十二月十二日
午前十時開議

- 第一 官吏遺族扶助法中改正法律
第二 千葉縣茨城縣境界變更法律
第三 第一讀會ノ續(特別委員)
第四 第一讀會ノ續(特別委員)

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(小原書記官朗讀)

去九日本院ニ於テ修正議決シタル政府提出軍機保護法案及ヒ同日可決シタル政府提出臺灣陸軍軍法會議法案ハ即日衆議院ニ送付シタリ
一昨十日衆議院ヨリ政府提出明治三十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案ヲ受領シタリ
各委員長副委員長左ノ適當選セラレタリ
明治二十九年法律第六十三號中改正法律案特別委員會
委員長侯爵細川護成君 副委員長子爵岡部 長 職君
北海道國有未開地處分法中改正法律案特別委員會
委員長公爵二條基弘君 副委員長男爵小澤武雄君
委員長公爵二條基弘君 內務省土木局長 田邊輝實君

右本日內務省所管事務政府委員被仰付候條此旨及通牒候也
明治三十一年十二月十日
內閣總理大臣侯爵山縣有朋

貴族院議長公爵近衛篤磨君

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

(子爵由利公正君發言ノ許可ヲ求ム)

チヨット御待下サイ、唯今報告ニナリマシタル豫算案即チ明治三十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案、右ハ過日建議ニナリマシタル償金ノ一部ヲ帝室費ニ編入スルト云フノ豫算案デアリマス、唯今此日程ノ第一ノ官吏遺族扶助法中改正法律案ノ前ニ此豫算委員會ヲ開クニ附キマシテ報告期限ヲ定ムルコトニシテハ如何デゴザイマス、御異議ガナケレバ其通ニ致シマス
(異議ナシト呼フ者數名アリ)

然ラバ左様致シマス
○子爵由利公正君 此委員會ハ唯今ヨリ開キマシテ議決次第報告ヲ致スコトニ致シタウゴザイマス

○子爵岡部長職君 此豫算委員會ノ報告期ト云フモノハ必ズ豫算ヲ委員ニ付シマスル前ニ、イツモ期限ヲ固ク極メテ置クコトデハナイカト思ヒマス、出來次第ト云フヤウナコトデ宜イノデアリマスカ

貴族院議事速記録第四號

明治三十一年十二月十二日

議長ノ報告 豫算追加案審査報告ノ期限ヲ定ムル件
官吏遺族扶助法中改正法律案 第一讀會ノ續

○議長(公爵近衛篤磨君) 出來次第ト云フ慣例モナイデハアリマセヌ
○子爵由利公正君 今一應申上ゲマス、出來次第ト云フノハ數多ノ箇條ガアレノデハアリマセヌ、是ハ開キマシタル直ニ濟ムコトデアラウト思ヒマス、ソレヲ決シテ時間ハ取リマセヌ、午前ノ内ニハ之ヲ報告致シタイ考デアリマス
○男爵中川興長君 由利君ニ贊成
○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

然ラバ豫算委員會ノ諸君ハ直チニ御退場ニナリマシテ宜シウゴザイマス、次ニ官吏遺族扶助法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

(子爵岡部長職君演壇ニ登ル)

○子爵岡部長職君 此法案ハ極簡單ナル改正案デアリマシテ現行法ニハ第三條ノ二項ニ「政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並ニ高等官試補判任官見習ノ俸給及兼官ニ依テ受ケル加俸ニ對シテハ第二條ノ納金ヲ要セス」トアリマス、此法案ハ第二條ノ納金ヲ要セスト云フコトニ改メシタルデアリマス、此改正ノ主意ト申スノハ過日第一讀會ヲ開カレマシタル此恩典ニ浴セシムルコト云フ精神カラ出デタル外ナリマセヌ、デアリマス、其節ニ此現行法ニ在ル所ノ「高等官試補判任官見習ノ俸給及兼官ニ依テ受ケル加俸ニ對シテハ第二條ノ納金ヲ要セス」ト云フ高等官試補云々ノ文字ガ此度ノ改正案ニハ削除シテアル、是ハ如何ナ理由デアアルカト云フコトヲ質問モアリマシタル、其時ノ政府委員ノ答辯ニハ篇ト調ベタル上テ御答ヲスルト云フコトデゴザイマシタル委員會ニ於キマシタル能ク其理由ヲ質問ニ及ヒ削除ノ理由ガ明瞭致シタルニ附キマシタル一言ソレヲ述ベ置キマス、高等官試補判任官見習並ニ兼任官、是ハ現行法律ヲ制定ノ頃ニハ矢張俸給ヲ受ケタモノデアアル、併シ今日ニ在ッテハ是等ノ者ハ俸給ヲ受ケルコトハナイ、俸給ハ給シマセヌ、俸給ヲ給サナイトシテ見レバ唯今此改正ノ際ニ別ニ此無用ノ文字ヲ茲ニ存シテ置ク必要ハナイ、即チ俸給ヲ受ケナイ者カラシテ納金ヲサセル理由モ何モナイ、然ラバ俸給ヲ受ケナイ高等官試補判任官見習等ノ文字ハ抜イテモ實際一向變テハナイ云フ所カラ抜イタル譯デアリマス、ソレ故ニ此文字ガアッテモナクテモ此法律ノ適用上一向變リハナイ、アレバ無用ノ文字ヲ存シテ置クコトニ止マル、ソレカラ「郡書記ヲ除クノ外」ト云フ文字ヲ置キマシタルハ是ハ即チ改正ノ主眼デアリマシタル、是マデハ郡書記ナルモノハ即チ地方稅ノ方カラシテ俸給ヲ受ケル者デアアルノデ此官吏遺族扶助法ノ中ニ加ッテ居リマセヌノデアリマス、所ガ「郡書記ヲ除クノ外」ト云フ文字ヲ之ニ入レマスルト即チ此二項デハ是レキハ納金ヲ要セズトアルノデ、郡書記ハ矢張納金ヲ要スルコトニナルノデ、サウスルト郡書記ハ他ノ官吏ト同シク納金ヲ致ス、就イテハ矢張此法律ニアル所ノ扶助法ヲ郡書記ニモ適用サルハト云フコトニナリマス、ソレデハマデ郡書記ガ拔ケテ居ッタルヲ入レルト云フコトハ是デ明ニナリマス、委員會ニ於キマシタル郡書記ヲ入レルト云フコトハ滿場一致ヲ以

轄變ニシヤウト云フコトデアアルカラ餘程ムツカシカッタデアアルト見ユル、然
ル處ガ今度ノハワレト變テ重ニ水害ニ附イテノ捨テ、置カレヌト云フ部分
ダケヲ管轄換ニスルコトニシテサウシテ、ワレ程心配ノナイ所ノ十六島ハ元
ノ儘千葉縣ニ附イケテ宜クコトデアアルカラ餘程主意ガ變テ來タ、案モ
餘程以前ノ案ヨリハ違フ居ルノデアアルカラ、サウ云フ所カ委員會ニ於
テモ先ヅコレナレバ宜カラウ、成ルタケハ從前ノ通デ置ク……害ノナイ以上
ハ從前ノ通デ置ク方ガ宜イト云フ考デ、ワレナラバ此案ノ通デ可決シタ方ガ
宜カラウ、併ナカラ何ニ致シマシテモ事ヲ改メルト云フコトハ悉クノ人ガ
心服シテ一モ不平ノナイト云フヤウナコトハ決シテナイコトデアアルカラ今度
ノ此案ニ致シマシテモ多少此土地ニ於テ不服ノ人ガアリ不平ガアリ、サウシ
テ又其人ノ言フ所ハ決シテ無理デナイ、隨分道理ノアルコトハ、アルニ違ヒ
ナイ併ナカラ盡クソノ感服スルヤウナコトハ出來ルコトデアアルメセカラ
先ヅ大ナル害ヲ除イテサウシテ小イ所ノ害ハ已ムコトヲ得ス、ワレト比較的
ニ致究シタ上デ小イ所ノ害ハ除クコトハ出來ヌ、大キナ害ヲ除クコトニセネ
可決ト云フコトハ當然ナコトデアアルカラサウ云フ所ノ主義ヲ以テ委員會ハ
ト云フヤウニ考ヘタノ決シマシタノデアアルカラ、決シテ是デ十分悉ク不服ガナイ
會ハ全會一致デ之ヲ可決スベキモノト致シマシタコトデアアルカラ先ヅ
ソレダケノ大略ノ趣意ヲ申上ケマス、尙ホ是ニ附イテ詳シク御質問デモアレ
バ別ニ此修正シタ所ガナイノデアアルカラ詳シイコトハ矢張政府委員ニ
御聞キナスツテ下サル方ガ宜カラウト思ヒマス、ソレダケヲ御報告致シマス

○男爵船越衛君 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 千葉縣茨城縣變更ノ議ハ先年來兩縣ノ人民カ意嚮ヲ異ニシ
マシテ喧爭ノ絶ニナイコトデアアルマス、就イテハ衆議院ニ於キマシテハ此變
更ノコトヲ度々議員中ヨリ法律案ヲ提出シタリマシタ、衆議院ニ於キマシテハ此變
更ノ議院ヲ通過シテ本院ヘ送付ニナリマシタ、隨ツテ本院ニ於キマシテハ此變
付セラレタコトデアアルマス、其本院ニ於キマシテハ贊否ノ論種々ゴザイマ
シタガ結局否決ニナリタコトデアアルマス、私モ否決ニ贊成シタ一人デゴザ
イマス、然ルニ此本案ヲ見マスルト此本案ナレバ私ハ贊成致スノデ其趣旨ヲ
述ベマスガ此否決ニナリタ、第十議會デ本院ニ於テ否決ニナリタ趣意ハ種々ゴ
ザイマシタガ第一ハ此境界ノ變更ハ……

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

○男爵船越衛君 議長

○男爵船越衛君 議長 御意見デスカ……宜シウゴザイマス

開エマセヌカ、大分聲ハ大キイヤウと思フガ、此境界ノ變更ハ國ノ境界ヲ變
ヘキノデアアルト云フノ、歴史ノ變換ニナル、益モナイコトノ如キ變換ハ爲ス
ベキノデアアルト云フノ、一ハ千葉縣香取郡利根川ノ北ニ在リ茨城縣ハ爲ス
合セラレントナルト云フノ、人民ハ甚ダ合併ヲ好マヌ、其好マヌヲ強テ居ルハ
及バヌ、千葉縣ニ合セラレントスル人民ハ父母ニ離レル如クニ憂ヘテ居ルハ
デアル、殊ニ先刻モ加藤君ガ述ベラレマシタヤウニ合併スル所ノ村々重ナル
所ハ十六島デアアル、茨城縣ニ合併シヤウト望シテ居ル趣旨ト云フモノハ畢
竟水害ヲ恐レテデアアル、然ルニ十六島ハ大水害デ堤防ガ破壞シテモ茨城縣ニ
ハ害ハナイ水害ヲ恐レテ合併シ望ムノニ害ノナイ所マデ合併シヤウト云フノ
ハ甚ダ意義ガナイ、所謂我田ニ水ヲ引クノデアアルコトハ、コトカラ旁ノ否決
ニナリタノデアアルコトデアアル、其所以ト云フモノハ佐原町ノ向フ即チ十六島
等ハ佐原町其他ノ村々南岸ノ方カラ既ニ德川初政ノ時開イタ、幕府ノ初家康
公ヨリ感狀モアルノ村々今ニ證左ハ殘ッテ居ル、ト云フヤウナコトデアアルカラ
南岸ノ佐原町ノ方ト北岸ニ開カレタ十六島始、其邊ノ村々ハ昔カラ吉凶慶弔
相共ニシテ、誠ニ和熟シテ居ルノデ、又維新後ニ至ッテハ佐原町ニハ郡役所
ヲ置キ警察署ガアリ、高等小學校モアリ、區裁判所モアル、御承知ノ通佐原
町ハ其ノ近傍デハ小都會デアアルカラ、物ノ需要ガ餘程足ルデ、旁ノ皆向フノ
ヲ需要スルノデ北岸カラ南岸ヘ往ッテ、水害ノ豫防品ヲ水害ノトキ利根川
ヲ跨ゲテ南岸ノ佐原町ヘ往ッテ需要スルコトデアアル、是ハ少シ水害ノ
考ナサル御方ガアル、香取郡邊ニ大水害ノアルノハドウ云フ所カラアルカト
コトヲ申シマスガ、香取郡邊ニ大水害ノアルノハドウ云フ所カラアルカト
荒スト云フコト、大水害ニナル、其大水害ガ香取郡邊ニハ三日位經ニヤ來ナ
イ、今日大風雨ガアル、日光諸山ヲ荒シタト云フト明後日頃カラ追々香取郡
邊ヘ出水スル、ソレ故其連雨ガアルテ日光諸山ヲ大水害ガ來ルゾト云フノデ早ヤ
其邊ノ人民ハ能ク心得テ居ルカラワレ大水害ガ來ルゾト云フノデ早ヤ
其邊ヘ往ッテ諸事需要ヲシテ來テ結構間ニ合フ、縣廳ノ水防ヲ出スノデモ
其通デアアル大風雨デ日光諸山ガ荒レタト見ルト明朝カラ香取郡邊ヘ水防ノ
タメニ出シタラ宜カラウト云フテ官吏ヲ派出スルヤウニアルカラ川向ニアル
スト云フテモ決シテ其水防等ノ間ニ合ハヌコトハナイ、然ルニ茨城縣ノ方ハ屬
スルト地續ノヤウニ御考ヘテアラウガ、サウデナイ、丁度十六島其他今度合
併シヤウト云フ村々ノ裏ハ霞ヶ浦大湖水、郡役所ハ何處ニアルカト云フト行
方郡今ハ合併シテ名ハ私覺エテ居ラヌガ、郡役所ハ行方郡ニハ霞ヶ浦ヲ渡ッ
テモ堤防ヲ迂回シテ往ッテ新利根川ト云フ所ヲ渡ッテ往ッテモ、四里餘リア
ル、郡役所ハ……警察署モ其處デアアル、ソコデ利根川ガアルカラ不便ダラウ
却ッテ茨城縣ノ方ガ地續デアアルカラ便利カト云フニ決シテ人民ハ便利デナ
イ、不便ダ、ソレ故茨城縣ヘ合併セララ、コトヲ好ムハ最モ理由ノアルコトデ
ヤゴザイマセヌカ、併ナカラ物ト云フモノハ一方ノ好ムハ最モ理由ノアルコトデ
又一方茨城縣ノ人民ノ方カラ言フト先刻加藤君モ述ベラレタヤウニ若シ香取
郡即チ利根川ノ北岸ノ千葉縣ノ村々ガ堤防ガ破壞スルベラレタヤウニ若シ香取
ハ茨城縣ガ多イ、是ハ十六島ヲ除イテ言フノデス、ソレハ茨城縣ガ多イ、ソ
レ故茨城縣ノ人民ハ先年カラ香取郡ノ北岸ノ村々ハ茨城縣ニ屬サシテ貰ッテ
自家水害ノ防衛ヲ自ラシタイ、斯ウ云フ望デアアル、尤モ至極ノコトデア、抑、地
方デ大水害ニ遇フタ程困難ナモノハナイ、實ニ生死ノ境ト云ウテモ過言デア

ルマイト考ヘル、ソレ故其水害ヲ受ケル所ノ人民ハ必死ニナツテ其希望ヲ達セントスル、ソレ其方カラ言フト無理ナ望デモナイト考ヘル、ソレ故第十議會ニ於キマシテハ私ハ斯ク頻年爭論ガ絶エズ年々雙方カラ相爭ウテハ日子ノ費ノミナラズ其大ノ費用モ要スル、人民其堪ニ安ンゼヌカラ、少々不便……一方ハハ氣ノ毒デモアルカモ知レヌガ、後來災ヲ絶ツタメニハ或ハ此度内務省カラ出タ案ノ通ニナツテハドウカト云フコトモ特別委員會デモ相談旁述ベタコトモアル、又本議會デモ其意ハ聊カ述べタ考ヘマス、ト云フモノハ前ニ述べタル通ノ次第デ、一方ハ是非此堤防ヲ自ラ防ガナケレバナラヌ、自ラ害ヲ受ケレバ自ラ防グハ當リ前ダノソレガ思フヤウニ往カヌコトヨリ爭論ニナルノデ、ソレ此儘棄置クト云フ、ドウシテモ此論ハ絶エマイト思フ、ソレデ一方千葉縣ノ人民ハ前ニ述べタル通ニ誠ニ古來カラ原因モアツテ離レトモナイノハ尤デアルガ、併ナガラ向來ノ幸福ヲ考ヘルト云ウト共ニ堤防モ禦キ、俱ニ協和シテ、共ニ耕作モスル、ト云フコトニナツタ方ガ宜カラウト思フ、デ今度内務省ノ案ハ私贊成スル所以デゴザイマス、デ甚ダ一方ノ人民ニハ氣ノ毒デアルケレドモ一時ノコトニ之ヲ爲シスウア、ニ爲シ置クハ甚ダ宜シウナイ、デ此處ニ一ツ私望ガアルノハ斯ク法律案ガ出テ是ガ可決ニナツテ行レタトキニハ是マデ相爭ウタ、千葉縣ノ人民ハ敢テ取ツタ考ヘル、又茨城縣ノ人民ハ勝ツ得タト考ヘルヤウナコトカ感情ノ制セラレテ尙ホ相嫉視スルコトニナツテハ甚ダ宜シクナイ、デ甚ダ失敬カモ知レヌガ、ドウゾ茨城縣ノ長官ハ若シ此案ガ行レタトキニハ十分能ク雙方ノ人民ヲ説諭シテ是カラ協和シテ此堤防等モ防グヤウニ所謂禍ヲ轉ジテ福ト爲スト云フコトノ御注意ヲ希望スル、又一ツ終ニ臨ンデ冀望ガアリマス

○男爵伊達宗敦君 治水ノ點ニ就イテ御説明ガ足ラヌヤウデ私共ニハ分リマセガ……

○男爵船越衛君 何ガ足リマセヌ

○男爵伊達宗敦君 水害ノ點ニ就イテ御説明ガ能ク精シクナイカラモウ少シ分リ宜イヤウニ願ヒタイ

○男爵船越衛君 大概分リマシタラウ、ソレデ内務省ノ方ハ冀望スルノハ無論貴衆兩院カラ法律案ヲ提出スル權能ガアルデ、此ノ如キコトノ案ヲ提出スルハ無論至當ノコト、思フガ併ナガラ此境界ノ變更、管轄ヲ變ヘルト云フヤウナコトハ誠ニ人民ノ休戚ニ關スルコトデアアルデ以來此ノ如キコトハ十分内務省ガ親切ニ調査シテ尙ホ責任ヲ十分帶ビテ提出ニナランコトヲ希望スル

○子爵曾我祐準君 本案ニ就キマシテハ船越サンサヘ贊成演説ヲ爲サル位デアリマスカラ大シタ反對モゴザイマス、アリマスレバ私ハ贊成ノ演説ヲシタイト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御發言モアリマセヌヤウデスカラ二讀會ニ移ルヤ否ヤノ決ヲ採リマス、本案二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、本案ハ二讀會ニ移スベキモノト決シマス

○子爵小笠原壽長君 議事日程ヲ變更シテ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(贊成「ト呼フ者多シ」)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクハ直ニ二讀會ヲ開キマス、此ハ全部ヲ問題ニ供シマス

(異議ナシ「ト呼フ者多シ」)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議カナクハ原案ノ通ニ決シマス、然ラバ第二讀會ハ了リマシタ

○子爵小笠原壽長君 議事日程ヲ變更シ直ニ三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(贊成「ト呼フ者多シ」)

○議長(公爵近衛篤磨君) 直ニ第三讀會ヲ開クト云フ動議ニ御異議ガナクハ直ニ三讀會ニ移リマス

(異議ナシ「採決」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクハ可決ト認メマス

(異議ナシ「ト呼フ者多シ」)

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ本案ハ可決ニナリマシタ

○伯爵大原重朝君 議長……

○議長(公爵近衛篤磨君) 大原伯爵ハ何デゴザイマスカ

○伯爵大原重朝君 先刻豫算委員會ニ御託シニナツタ件ハ本日……

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今ソレハチヨット報告スル積デゴザイマス

○伯爵大原重朝君 ハー左様デゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 豫算委員會ノ報告ガ出マシテゴザイマス、直チニ右ノ會議ヲ開キマス

(小原書記官朗讀)

明治三十一年度特別會計歲入歳出豫算追加案(特追第三號)

右衆議院議決案之通可決セリ依而及報告候也

明治三十一年十二月十二日 豫算委員會副委員長 子爵由利公正

貴族院議長公爵近衛篤磨君

○子爵由利公正君 議長……

○議長(公爵近衛篤磨君) チョット……朗讀ヲサセマス

(小原書記官朗讀)

大藏省所管 特別資金

第一款 特別資金支出 金貳千萬圓

第二款 皇室御料編入 金貳千萬圓

明治三十一年度大藏省所管特別資金歳出豫算追加額及其款項ノ金額ハ別冊歳出豫算ニ據ルヘシ

○子爵由利公正君 右議案ハ一言ノ異議モナシニ全會一致デ決シマシタコトデゴザイマスカラ別段ソレヘ出マシテ報告致ス程ノコトハゴザイマセヌデ是ヨリ申上デマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス

(異議ナシ「ト呼フ者多シ」)

○議長(公爵近衛篤磨君) 右豫算ヲ可決スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 全會一致ト認メマス、是ニテ本日ノ議事ハ了リマシタ、議案ノ都合ニ依リマシテ明日ハ會議ヲ開キマセヌ、日程ハ又追テ御報道ヲ致シマス本日ハ散會

午前十一時十六分散會